

平成27年度
事業計画書

平成27年9月

一般社団法人 日本医療安全調査機構

平成 27 年度事業計画書

一般社団法人日本医療安全調査機構（以下「当機構」という。）は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 19 の規定に基づき、同法第 6 条の 18 に掲げる医療事故調査・支援センターが行うこととされている調査等業務（以下「センター業務」という。）について、事業計画を次のとおり定める。

平成 27 年 9 月 17 日

一般社団法人 日本医療安全調査機構
代表理事 高久 史磨

I. 調査等事業の実施 [10 月以降]

1. 事業の概要

当機構が行うセンター業務の内容は、以下のとおりとする。なお、その業務の一部を医療法第 6 条の 11 第 2 項に規定される医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に委託することがある。ただし、(7) の業務を行う場合には、予めその内容について厚生労働省と協議するものとする。

- (1) 医療機関の管理者から受ける医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
- (2) 医療機関の院内事故調査の報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。
- (3) 院内事故調査の報告をした医療機関の管理者に対する情報の整理及び分析の結果の報告を行うこと。
- (4) 医療機関の管理者が医療事故に該当するものとして医療事故調査・支援センターに報告した事案について、医療機関の管理者又は遺族から調査依頼があった場合の調査（以下「センター調査」という。）の実施、及びその結果の報告を行うこと。
- (5) 医療事故調査に従事する者に対する医療事故調査に係る知識及び技能に関

する研修を行うこと。

(6) 医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行うこと。

(7) その他医療の安全の確保を図るために必要な業務を行うこと。

2. 事業実施に係る委員会等の設置等

(1) 理事会の諮問に応じて、医療事故調査・支援事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を開催し、センター業務の活動方針の検討及び活動内容の評価を行い、理事会に答申する。

(2) 専務理事の諮問機関として、総合調査委員会を設置し、センター調査における調査方針の検討及びセンター調査結果の報告書を審議する。また、本委員会において調査する事案毎に「個別調査部会」を設置する。当該部会において、当該事案のセンター調査を検証し、調査結果の報告書案を作成する。

(3) 専務理事の諮問機関として、再発防止委員会を設置し、医療機関の院内事故調査結果の報告により収集した情報を整理し、事例の傾向や優先順位等を勘案した分析方針の検討を行うとともに、「専門分析部会」の検討結果を検証し、分析結果報告及び再発防止策に関する審議を行う。また、本委員会に「専門分析部会」を設置し、医療機関の院内事故調査結果の報告により収集した情報を整理した結果を踏まえ、医療機関の体制・規模等に配慮した再発防止対策の立案等を検討する。

3. 事業実施をするための組織体制の整備

本事業を運営するための組織体制として、次の組織により構成する「医療事故調査・支援事業部」を設置し、必要な事業を行う。

(1) 「企画・調整班」を設置し、業務の運営に関する企画・立案、各班の総合調整及び部の管理・運営に関することを行う。

(2) 「受付班」を設置し、医療機関の医療事故の判断及び医療事故調査に関する相談に応じるとともに、医療事故発生及び医療事故調査結果の報告について受付等を行う。

(3) 「調査班」を設置し、センター調査に係る業務を行う。

(4) 「分析班」を設置し、院内事故調査結果の報告書により収集した情報の整理・

分析を行い、その結果について医療機関へ報告を行うとともに、医療事故の再発の防止に関する普及啓発に係る業務を行う。

- (5)「研修班」を設置し、医療事故調査に従事する者に対し、医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修の企画立案及び実施を行うこととし、対象者別の研修に係る業務を行う。

4. 医療事故の再発防止に関する普及啓発

集積した情報に基づき、個別事例ではなく全体として得られた知見について、印刷物又はWeb上のシステム等によって情報提供し、普及啓発を行う。

また、再発防止策がどの程度医療機関に浸透し適合しているか、調査を行う。

5. 医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修の企画立案及び実施

医療事故調査に従事する者（機構職員、医療機関職員、支援団体職員）に対し、対象者別に研修を行う。

なお、徴収した費用の用途は本業務にかかる経費に限定する。

なお、下記のとおり年度内に実施することとする。

(1) 機構の職員向け

センターの業務（制度の理解、相談窓口業務、医療機関への支援等）を円滑に遂行するための研修

(2) 医療機関の職員向け

科学性、論理性、専門性を伴った医療事故調査を行うための知識を習得する研修

(3) 支援団体の職員向け

- ・専門的な支援に必要な知識等を学ぶ研修

(注) (2)及び(3)の研修を行うに当たっては、既存の他の団体等が行っている研修と重複がないよう留意するものとする。

(注) 上記(2)及び(3)の事業については、支援団体へ業務委託する。なお、委託にあたっては、事前に厚生労働省と協議して実施する。

6. 相談・報告システムの整備

当該事業の準備期間において構成が決定されている情報管理データベースを構築する。

7. 支援団体との協力

構築された体制により、支援団体（医師会等医療関係団体）と円滑な制度の運用に係る連携を図る。

8. 職員の体制整備

事業遂行のため、事業実施に必要な人員については、別添人員配置計画のとおりとする。なお、人員配置計画は、施行前において報告件数等を見込むことが難しい中で、その見込に応じて計算した業務量に基づき算出したものであるため、実際の採用にあたっては、施行後の状況を踏まえて、適宜、必要な人員の考え方について厚生労働省と協議するものとする。

9. 機器及び備品等の整備

センター業務に必要となる機器及び備品等を整備する。

10. 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、医療法等の関係法令、「医療事故調査制度の施行に係る検討について」(平成27年3月20日医療事故調査制度の施行に係る検討会)及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行（医療事故調査制度）について」（平成27年5月8日付医政発0508第1号厚生労働省医政局長通知）を遵守し、医療法施行規則第1条の13の2第2項第4号に規定されている調査等業務の実施に関する計画並びに医療法第6条の18に規定されている業務規程及び収支予算書に基づくものとする。

II. 調査等事業の実施に向けた準備 [9月末まで]

1. 事業運営に係る委員会の開催

(1) 事業運営委員会の開催

事業運営委員会を設置・開催し、事業開始にあたっての本業務の活動方針の検討を9月末までに行う。

(2) 運用マニュアル検討会議等の開催

運用マニュアル検討会議等を設置・開催し、下記の内容を検討する。

なお、各マニュアルの作成にあたっては、厚生労働省と協議する。

①医療事故発生時及び院内調査終了時の報告に関する手順の具体化

- ・医療機関向け説明文書（報告先、報告方法、報告様式等）の作成
- ・受付班職員の報告受付対応マニュアルの作成

②医療事故調査の実施に関して医療機関からの相談に応じ必要な情報の提供を行うための体制

- ・医療機関向け支援マニュアルの作成

③センター調査の依頼受付から調査結果報告に至るまでの手順の具体化

- ・医療機関向け説明文書（依頼先、依頼方法、依頼様式等）の作成
- ・調査班職員のセンター調査依頼対応マニュアルの作成

2. 人材育成

当該調査の知識及び技能に関する研修を企画、順次実施する。

(1) 医療事故調査制度の実施に向けた職員研修

医療事故調査制度に係る関係法令等を理解し、業務を円滑に遂行するための、知識・技能を習得する。

(2) 新入職員の研修教育

実際の事案を教材として、経験者とペアで一連の調査実践を通し、医療事故調査の具体的知識・技能の習得をする。

(3) 職員向けマニュアルの作成

- ・受付班職員の報告受付対応マニュアルの作成
- ・調査班職員のセンター調査依頼対応マニュアルの作成

3. 報告体制の構築

医療事故と判断をする上での相談並びに医療事故報告及び医療事故調査報告を受け付ける体制を整備する。

(1) 情報システムの構築

医療事故報告及び医療機関調査報告受付用のシステム開発を行う。また、情報管理データベースの準備として、データベース基礎的情報項目の決定及び初期段階のプログラム構成決定を行う。

①医療事故報告及び医療機関調査報告の受付用システム開発

- ・仕様書の作成
- ・業者選定
- ・医療事故報告及び医療機関調査報告の受付用のシステム開発
- ・試験運用

②情報管理データベースの準備

- ・専門家との協議
- ・データベース基礎的情報項目の決定及び第1期プログラム構成決定
- ・全体構成の仕様書作成及び業者選定

4. 支援団体との連携

支援団体（医師会等医療関係団体）との協力により、円滑な院内調査支援に係る連携体制を構築する。

5. 広報及び周知

(1) 医療事故調査制度説明会の開催（※）

医療事故調査制度の概要及び医療事故調査・支援センターの役割と報告・相談方法について説明会を開催

・日程及び会場

- ① 8月29日（土）東京会場 日本医師会館大講堂
- ② 8月30日（日）岡山衛生会館三木記念ホール

- ③ 8月31日（月）福岡銀行本店大ホール
- ④ 9月13日（日）東北大学川内萩ホール
- ⑤ 9月21日（祝）北海道自治労会館
- ⑥ 9月23日（祝）名古屋大学豊田講堂
- ⑦ 9月24日（木）大阪国際交流センター

(2) リーフレットの作成（※）

- ・業者選定→契約→内容を業者と検討
- ・ゲラ刷り出来上がり
- ・完成

(3) ホームページのリニューアル（※）

- ・内容の検討→仕様の確定
- ・業者選定→契約→発注
- ・完成

(4) 医療機関向けの案内の作成（※）

※ 上記、(1)から(4)については、事前に厚生労働省と協議する。

6. 事務所移転

職員の増員による事務所の狭隘化、情報システムの構築によるセキュリティ面及びサーバー室の設置、会議室の確保等の問題の面から事務所を移転する。

- ・移転先の決定
- ・賃貸借契約の締結
- ・移転先事務所内レイアウトの検討
- ・室内設備(電話、電気等)の検討
- ・必要什器備品の検討
- ・業者(引っ越し、備品関係、施設施工)の決定
- ・引っ越し実施計画の策定
- ・引っ越し実施
- ・その他事務所の移転、開設及び事務所の維持運営に係る所要事務

7. 職員の体制整備

事業遂行のため、事業実施に必要な人員については、別添人員配置計画のとおりとする。なお、人員配置計画は、施行前において報告件数等を見込むことが難しい中で、その見込に応じて計算した業務量に基づき算出したものであるため、実際の採用にあたっては、施行後の状況を踏まえて、適宜、必要な人員の考え方について厚生労働省と協議するものとする。

8. 機器及び備品等の整備

調査等事業の実施に向けた準備期間における必要な機器及び備品等を整備する。

(以 上)

人員配置計画

(単位:人)

職種	申請時現在		医療事故調査・支援事業部			
			10月1日		平成28年4月1日	
医師	0	(再掲)常勤 0	5	(再掲)常勤 0	8	(再掲)常勤 1
		(再掲)非常勤 0		(再掲)非常勤 5		(再掲)非常勤 7
看護師	22	(再掲)常勤 13	28	47		
		(再掲)非常勤 9				
事務	9	(再掲)常勤 7	17	28		
		(再掲)非常勤 2				

注)上記人員配置計画は、施行前において報告件数等を見込むことが難しい中で、その見込みに応じて計算した業務量に基づき算出したものであるため、実際の採用にあたっては、施行後の状況を踏まえて、適宜、必要な人員の考え方について厚生労働省と協議するものとする。